

## 西条市職員採用候補者試験の実施について

令和2年度西条市職員採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、試験の日程及び内容を変更する場合があります。

令和2年5月1日

西 条 市

## 1 試験の職種及び採用予定人員

試験区分		採用予定人員
実務経験者枠	土木技術職	若干名
	建築技術職	若干名
	電気技術職	若干名
	機械技術職	若干名

(注1) 職種は、一定の条件のもとで任意に転換することがあります。

(注2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

## 2 受験資格

試験区分	学 歴 及 び 条 件	年 齢
実務経験者枠	次の要件をすべて満たす者 ア 高校卒業以上の学歴を有する者 イ 土木施工管理技士の資格を有する者で通算1年以上の実務経験を有する者	昭和55年4月2日以降に生まれた者
	次の要件をすべて満たす者 ア 高校卒業以上の学歴を有する者 イ 1級又は2級建築士の資格を有する者で通算1年以上の実務経験を有する者	昭和55年4月2日以降に生まれた者

電気技術職	次の要件をすべて満たす者 ア 高校卒業以上の学歴を有する者 イ 電気主任技術者、電気工事施工管理技士、建築設備士のいずれかの資格を有する者で通算1年以上の実務経験を有する者	昭和55年4月2日以降に生まれた者
機械技術職	次の要件をすべて満たす者 ア 高校卒業以上の学歴を有する者 イ 管工事施工管理技士（1級又は2級）、建築設備士のいずれかの資格を有する者で通算1年以上の実務経験を有する者	昭和55年4月2日以降に生まれた者

※申込みの際に、自己推薦書及び資格を証明する書面（免許書の写し等）を提出していただきます。

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 西条市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の期日、場所等

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

#### (1) 試験の期日、場所及び合格発表

区分	期日	場所	合格発表予定
第1次試験	令和2年 7月12日(日)	西条市役所本庁 5階大会議室他	令和2年8月初旬 市役所前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	令和2年8月下旬の予定ですが、詳細は第1次試験合格者に通知します。		令和2年9月初旬 市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に通知します。

## (2) 試験の方法

### ① 第1次試験

#### (ア) S P I

(イ) 書類審査 資格、志望動機、実績等について審査を行います。

※性格検査はS P Iに含めて実施します。2次試験の参考にするもので、第1次試験の結果に影響しません。

※第2次試験の面接の参考にするため、面接カードを作成していただきます。面接カードの内容は第1次試験の結果に影響しません。なお、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

### ② 第2次試験

口述試験 主として人物について面接による試験を行います。

## (3) 出題分野

S P I 基礎能力検査及び性格検査

## (4) 試験結果の通知について

区分	通知内容	対象者	手続方法等
第1次試験 及び 第2次試験	総合得点及び総合 順位	通知希望者全員	各試験実施日にお知らせします

## 4 合格から採用まで

この試験は、採用候補者となるための試験であって、合格した者は採用候補者名簿に登載され、職員に欠員が生じた都度このうちから採用を決定します。この採用候補者名簿は、原則として令和3年4月以降の採用に対するもので、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間が有効です。

## 5 給 与

(1) 初 任 給（新卒の場合を記載。学歴、職歴によって異なります。）

大 学 卒 1 8 2 , 2 0 0 円

短 大 卒 1 6 3 , 1 0 0 円

高 校 卒 1 5 0 , 6 0 0 円

(2) 諸 手 当

期末勤勉手当のほか、該当者に対して扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

## 6 受 験 手 続

### (1) 申込用紙の入手

受験申込用紙は、本庁職員厚生課及び各総合支所総務課でお渡しできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「(希望する試験区分) 職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し120円切手を貼った角形2号(240mm×332mm)の封筒)を同封して本庁職員厚生課へ送付してください。

西条市ホームページからダウンロードすることもできます。プリントアウトの際は、必ずA4普通紙(白色)に黒色インクで**片面印刷**をしてください。

### (2) 申込み及び受験票の交付

申込みは、西条市職員採用試験申込書及び受験票【申込前6ヶ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦60mm×横45mm)を貼付すること】に必要事項を記入し、自己推薦書及び資格を証明する書面(免許書の写し等)とともに本庁職員厚生課へ提出してください。

郵便により申込みする場合は、送付する封筒の表に「実務経験者枠(希望する試験区分) 受験申込」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し84円切手を貼った長形3号(235mm×120mm)の封筒)を同封して本庁職員厚生課へ送付してください。

申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、受験票は受験当日に必ず持参してください。受験票を持参していない場合は、受験できません。

**※申込書及び受験票に記入漏れ等不備があった場合や、指示内容と異なる記載がある場合は、受付できませんのでご注意ください。**

**※郵便による申し込みをされた方で、令和2年6月15日(月)までに受験票が届かない場合は、職員厚生課へご連絡ください。**

## 7 受 付 期 間

令和2年5月7日(木)から6月5日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。締め切りは6月5日(金)午後5時15分です。郵便による申込みは、6月3日(水)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 8 そ の 他

受験手続その他のお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

西条市 総務部職員厚生課

電話 (0897) 56-5151 内線 2146・2147

FAX (0897) 52-1200

E-mail shokuinkosei@saijo-city.jp

西条市HP <http://www.city.saijo.ehime.jp/>